

論 説

ドイツ三月前期・革命期の ルイーゼ・オッター＝ペータース 『城と工場』『女性新聞』を中心に

山 田 照 子

目 次

はじめに

1：小説『城と工場』

1-1：発見された『城と工場』

1-2：貧しい労働者への思いと印刷不許可

1-3：「共産主義思想」と印刷不許可

2：『女性新聞』

2-1：『女性新聞』発行と「オッター法」

2-2：女性家内労働者と仲買商人

2-3：「全ドイツ労働者友愛会」およびアソツィアツィオン

3：オッターをとりまく思想的潮流

3-1：「シスターフッド」論への疑問

3-2：オッターの言説と思想的潮流

終わりに

はじめに

ドイツ女性運動の先駆者であるルイーゼ・オッター＝ペータース（1819～1895）は、1843年に「女性の国家利益への参加は権利ではなく義務である」¹⁾という意見を新聞に発表して以来、50余年間にわたり女性運動に携わった。彼女は多彩な活動をする文筆家であり、彼女の代表的な小説としては、労働者の状態を描いた『城と工場』(Schloss und Fabrik)、ドイツカトリック運動を支持する内容の『ローマ人とドイツ人』(Römisch und Deutsch)がある。またオッターは、48年の三月革命勃発後の49年4月には、「私は自由の国に女性市民を募る」²⁾と

いう標語を掲げて『女性新聞』(Frauen Zeitung)を発刊し、52年までこの新聞の発行を続けた。さらに三月革命後の反動期を過ぎた65年に、彼女は「全ドイツ女性協会」(Allgemeiner deutscher Frauenverein)を結成し、全ドイツ的な女性運動を展開し、指導者として運動を続けた。

私は以前に、オットーの三月前期・革命期の思想および女性運動とドイツカトリック運動との関連を考察したが³⁾、本稿ではそれに引き続き彼女の主張や具体的な活動内容を明らかにしたい。初期女性運動と呼ばれるこの時期の運動において、オットーが女性全般、あるいは運動への参加者が多かった市民層の女性の問題だけでなく、特に労働者層の女性の問題に関心を持ち彼女たちの状況改善のための努力をしたという側面に注目したい。ではオットーの労働者層との関連は、先行研究においてどのように評価されてきたのであろうか。伊藤セツは、『クララ・ツイトキンの婦人解放論』の中で、オットーたちの運動はブルジョワ進歩主義で、労働者の生活状態には無関心、資本主義経済の諸法則の洞察に欠ける、婦人解放運動を労働者階級の闘争と結合させようとしなかったと述べているが、1848年の三月革命から50年代のはじめにかけてのオットーの活動はめざましかったとも言い、「少女の訴え」による婦人の労働権の主張および『婦人新聞』の発行を挙げている⁴⁾。同じくプロレタリア婦人運動の研究書であるルイーゼ・ドルネマンの『解放運動の母 - クララ・ツイトキンの生涯』は、「1848年の革命で大胆に婦人解放と婦人労働者の社会的地位の向上をさげんだルイーゼ・オットーを、クララはつねに高く評価していた。……しかしルイーゼ・オットー＝ペーテルスもアウグステ・シュミット(オットーの友人でツイトキンの通う女子師範学校の校長 筆者注)も、資本主義世界の法則や社会発展の法則を知ることがまったく妨げられていた。したがって彼女らは、婦人解放の闘争を労働者階級の闘争と結びつけることなく、……比較的小さなブルジョワ婦人層の代弁者になっていた⁵⁾と述べている。このように伊藤セツおよびドルネマンは、オットーたちの運動をブルジョワ婦人運動と位置づけ、労働者階級の闘争と結合させなかったという見方をしているが、それにもかかわらず、革命期には、オットーが「婦人労働者」の社会的地位の向上の要求をしたことをクララ・ツイトキンを通して認めている。また、オットーの伝記を著わしたルート＝エレン・ポエッチャー・ヨエレスが彼女のことを「オットーは熱狂的な共和主義者、初期労働者運動の熱心な支持者、そして愛国主義者であった⁶⁾と記しており、ここから彼女が労働運動と関わりをもっていたことが浮かび上がってくる。そして『ドイツ女性の社会史 - 200年の歩み』を著したウーテ・フレーフェルトは、その中でオットーが女性労働者のための活動をしたことを述べ「アソシエーション」の提案にも触れている⁷⁾。日本の研究では、田村雲供が『近代ドイツ女性史』の中で、オットーの女性労働者のための活動を描き、彼女が貧しい女性労働者の社会的困窮をわが事として引き受け彼女らの擁護者となることを決意していたと記述している⁸⁾。

このように既存の研究では、オッターの三月前期・革命期の労働者問題への関心や取り組みを記述しているが、しかし、この時期のオッターに正面から取り組み、労働者との関連に焦点を絞り、彼女の著作を通して彼女の思想と運動を具体的に考察しているものはほとんどない。オッターの50余年にわたる女性運動の中で、三月前期・革命期は女性労働者への関心が特に強かった時期である。そこで本稿では、1996年に復元・出版されたが既存の研究ではまだあまり考察の対象となっていない『城と工場』および彼女が1849年に発刊した『女性新聞』により、オッターの労働者への関心や同情、窮状改善への提案・努力などを具体的に明らかにし、その上で彼女の活動理念を考察するということを課題にしたい。その考察を通じて、オッターの三月前期・革命期の姿を描き出したいと思う。

1：小説『城と工場』

1 - 1：発見された『城と工場』

「150年後に日の目を見た」⁹⁾とヨハンナ・ルードヴィッヒが言うように、『城と工場』はオッターが執筆してから150年後に初めて彼女の最初の原稿通りの姿を現した。『城と工場』には当時の労働者の状態がいろいろと描かれたが、12箇所36頁が検閲違反として印刷不許可となった。オッターはやむを得ずその部分を書き直して、1846年に『城と工場』を出版した。しかし最近まではこの書換えて出版された1846年版も多くの人には知られることなく眠っていた。それを取り上げたのがヨハンナ・ルードヴィッヒである。オッター研究者である彼女は、『城と工場』の1846年版がボーフムのルール大学に所蔵されていることを知り見つけ出しただけでなく、ドレスデンの国立ザクセン中央文書館でこの小説に関する完全に揃った検閲文書を発見し、検閲で削除された文および文章の全体を明らかにし、完全復元版を1996年に出版したのである。まさに執筆150年後の出版であった。ドイツ全体の検閲制度¹⁰⁾は1819年9月にフランクフルトのドイツ連邦議会で定められ、オッターの作品もそれに基づいたザクセン出版法により検閲を受け印刷不許可になったのである。

1 - 2：貧しい労働者への思いと印刷不許可

1996年の完全復元版を見ると、もとの検閲違反の箇所にオッターの主張が明確に現れていることが読み取れる。それは労働者や貧しい人たちへの関心や同情、そして彼らの窮状改善への思いである。まず一つ目の具体例は、検閲違反となった「そのときウイヘルムが進み出て言った。『死んだ人は戻らない。そして、貧しいものにはその権利を保護し、権利を語り、抑圧者に対する告訴を聴取する法律は何もない。だがベルトホルド、我々はみんなでおまえさんの奥さんと一緒に墓へいこう。それから我々の手で処罰ができるように、誰が奥さんを殺した

のかをはっきりさせよう。一度自分たちで裁判をしよう』¹¹⁾という文章である。ここでオットーは、貧しい人たちの立場に立ち、彼らが無権利の状態であることを非常にはっきりと語っている。

この部分の印刷不許可の理由について、検閲官テオドル・デーナーの上申書は、「24頁では『裁判の告訴は貧しい人たちには役に立たない』と不適切なことを語っている」¹²⁾と書いており、どのように不適切であるのかの説明はないが、小説の印刷許可は拒絶された。オットーは不許可の知らせを受け取り、「私は雷に打たれたようだった。私はエルツゲビルゲで工場労働者の状況を自分の目で見て、すでに述べたように社会問題に取り組み、……それこそ全身全霊を傾けて小説を書いたのに」¹³⁾と記している。

オットーは1845年末に社会主義的小説『城と工場』を執筆しようと考え、日記に次のように記していた。「私自身がこれらの問題で苦しんでいる。ひどく興奮して、また苦痛に満ちた気持ちで、私は社会主義的小説『城と工場』を書く。人々が世紀の怪物、すなわち社会問題により近づき、それに対して臆病にも目をつぶる事がないように、か弱い娘の腕でできることによって、私は役に立ちたい」¹⁴⁾このように20歳の時にはじめて見た労働者の窮状に対する思いは彼女の中で生き続け、彼女の苦痛になり、社会問題として文学的営為を通じて人々に知らせようと決心させたのであった。そして日記の中ではあるが、「社会主義的小説」と名づけているのである。彼女が「社会主義思想」をどのように捉えていたかは行論の関係上後に述べることにする。いずれにせよこの著作活動は、苦痛と使命感から発した、勇気の必要な、また情熱的な仕事であったと思われる。

前述のように、オットーは雷に打たれたような衝撃を受け、出版社も驚愕したが、シュニーベルクの印刷業者カール・シューマンはそれ以上に困惑した。実は、彼は検閲官から印刷許可を得る前に印刷を済ませライブツィヒの出版社に発送していたのである。発送後に書籍を押収されてしまったシューマンはすぐにツヴィッカウ県宛に異議申し立てを行っている。「県はライブツィヒ市参事会に命じて、ウイーンブラック氏のところに保管されている小説を押収させ、販売を禁止させた。これに関して恐れながら県当局に次の異議申し立てを行います。」¹⁵⁾で始まり、結びは「敢えて謹んでお願い申し上げます。県当局が私の情状酌量をお願いを考慮していただき、シュニーベルク市参事会における私の取調べを中止されますように。最後に満腔の畏敬の念を抱きつつ、県当局に慈悲深く速やかに事態を進めていただきますよう懇請致します。恭順にして忠実なるカール・シューマン」で終わっており、非常にへりくだり丁寧な体裁を整えている。ここでは印刷許可のない印刷、発送についての弁解だけを紹介しておく。

出版社がライブツィヒの見本市に間に合うよう早い時期の納品を求めていたので、自分は4月15日には『城と工場』全3巻を検閲に提出した。18日になっても回答が得られなかったので、印刷許可が出たものと解釈し、本を発送した。許可が出たと考えた理由は、ご婦人の手に

なった著作だということ、また作品が検閲を通過した時には普通何の音沙汰もないからである。多忙のため中央検閲官氏の検閲が遅れたようで自分の落ち度ではない、といった内容であった。とにかく彼にとっては大変な事態で、刑罰と営業権取り上げの危険が迫っていた。実際、本はすでにシュニーベルクに戻され、解体され、禁止箇所のは取り除かれ、紙くずになってしまっていた¹⁶⁾。

その後検閲当局の側に変化が生じ、ツヴィッカウ県からシュニーベルク市参事会宛に「状況次第で、県はもし検閲違反の箇所が削除され、他のものに差し替えられるならば、ライプツィヒで行った押収を中止させようと思う¹⁷⁾」という文書が送付されたのである。オッターは自分の小説の救出と、裕福とはいえない印刷業者を経済的損失から守るためにできるだけ早くシュニーベルクで仕事をする決心をしなければならなかった。

「5月19日に私はマイセンを発ち、シュニーベルクの旅館に泊まったが、またしばしばシューマンの家にも泊まった¹⁸⁾」とオッターは記している。

オッターによって、上述の違反部分の「貧しいものにはその権利を…法律は何もない」は削除され、さらに全体として表現も和らげられている。そもそもこの登場人物のベルトホルトという労働者の亡くなった奥さんというのは妊娠中の工場労働者で、重労働を強いられ胎児とともに亡くなったという設定になっている。したがってオッターは小説という文学的営為を通じて、貧者である労働者のおかれている状態を社会に知らせ、労働者の窮状の改善を訴えようとしたのであった。

1 - 3 : 「共産主義思想」と印刷不許可

次の検閲違反箇所は、手紙に書かれたかなり長い引用文とそれを読んだ労働者の会話および独白の文章からなっている。その中から二つの引用文を簡単に取り上げてみたい。

最初の文章は「我々労働者は現在の概念では自由な労働者で、主人は結構多くの労働者を雇って保護しており、市民社会の立派で有用なメンバーである。しかし、北アメリカのあの黒人も我々と全く同じようなやり方で主人のために働いている。一体我々と黒人の間にどのような相違があるのか。このような狂気は終止しなければならない。邪心、金、資本は廃止しなければならない¹⁹⁾」と述べている。

次は「我々はこのように言われる。『もし君たちが働きたくなかったら、君たちは飢えて死ぬかもしれない。』我々は主人の命令に従って働かなければならない。我々は何も持っていないのだから²⁰⁾」という文章である。

これらの検閲違反となった引用文に対しては次のような三様の見解が存在する。

まず検閲官は上申書の中で、「根本的に危険である。そこに含まれる共産主義思想は1845年10月24日の高等大臣令で押収された『社会改革のためのライン年鑑』からの借用である。読

者はおそらく共産主義へと誘惑される」²¹⁾と述べている。

確かにこれらの引用文は、ヨハンナ・ルードヴィッヒによると、1845年の出版直後に発行禁止になった『社会改革のためのライン年鑑』(Rheinische Jahrbücher zur gesellschaftlichen Reform) 第一巻のモーゼス・ヘスの「貨幣制度について」、モーゼス・ヘス、フリードリッヒ・エンゲルス、グスタフ・アドルフの三人の論争を含む「エルダーフェルトの集会」、ヘルマン・ゼミツヒの「共産主義、社会主義、ヒューマニズム」等の論文から引用しているということである。またルードヴィッヒは「『社会改革のためのライン年鑑』第一巻で、オットーは思想的財産に遭遇した。それは彼女の心を捉え、新しく多くの問いを彼女に投げかけた。著書は出版後すぐに禁止されたが、ルイーゼ・オットーはそれを無視してそこから一節以上を引用している」²²⁾とも記している。

次の印刷責任者カール・シューマンの意見は上述のものとはかなり異なっている。彼の異議申し立てによると、オットーは当該頁に自ら注釈をつけ、以下はドイツ連邦議会の検閲下で印刷された本からの引用で、その本は社会改革にかかわるものであり、誰かがこの引用を不快に思うならば、自分はあらかじめそれを論駁のために使うことを断言すると記しているというのである。さらにシューマンはオットーが共産主義に反対であると述べているという。そしてオットーが書いていることは共産主義思想ではなく彼女の個性に基づくものであるとシューマンは強調した²³⁾。確かにオットーはシューマンが証言しているように該当頁に注釈を設けシューマンの述べていることと同じことを書いている²⁴⁾。

検閲違反になった引用文には以上のように三様の見解があるわけであるが、この検閲違反の引用文が検閲官やルードヴィッヒの言うように彼女の主張であるのか、あるいはシューマンの言うように彼女はその内容には反対で、むしろ論駁を加えているのかを検討するために、話の展開をたどっていきいたい²⁵⁾。

話は、労働者から送られてきた手紙をフランツとウイルヘルムという二人の工場労働者が一緒に読み、会話し、最後にフランクの独白が続くといった構成になっている。二人の会話は「これは狂気だ。理解できないよ」「先を読んでくれたまえ。僕もまだ理解できないが、僕の耳には音の大きな音楽のように響く。心にも響くのだ」「これらの言葉で僕の前には新しい世界が開かれる。僕は確かに時々この全生活は金と利益だけをめぐって回っている、狂っている、卑劣なことだと考えることがある」など二人が非常に興奮していることがわかる。

しかし、読んだ後は「ウイルヘルムは厳粛な声で言った。『貧しい人たちがその権利をくりかえし要求してもよい時代がきたのだ。私は彼らに言うことができるだろう。我々は協力しあおう、共に行動しよう』するとフランツはウイルヘルムの手をとり、『君もか、兄弟よ、君もか』と彼は驚いて言った。『ああ、これらの言葉は君を夢中にさせる。これらの言葉は魅惑的に響く。悪魔の言葉のように』」と描かれ、フランツが手紙の内容に不気味な危険性を感じ

た様子うかがえる。続いてウイヘルムが、手紙を持って居酒屋で仲間を読んで聴かせようと言ったのに対して、フランツがはねつけ制止するくだりがある。フランツはその取り返しのつかない結末を招く恐れのある手紙を机の引き出しにしまうのである。

彼の最後の独白を要約すると「彼らは悪を根源から治したい、愛の絆のみを鎖につなぎつかまえているような人間の共同体をつくりたいと思っている。そしてあらゆる災いを世界にもたらしたこの呪うべきもの、すなわち『金』を追い払うことを願っている。おおそのような共同体の、なんと平和で美しく聖なる光景よ、貧しくて苦しんでいる人間を助ける方向へと導く歓喜、この世界救済事業の使者になる喜び、いやそれどころか殉教者としてそのために死ぬという至福」というように彼は「愛の絆の共同体」の建設という考えに到達し世界救済事業の使者になることを夢み、陶醉感に浸ったのである。

以上検閲違反箇所を展開をたどると、最後には「愛の絆の共同体」の建設をめざすという締めくくりになっている。こうした展開から、引用文やフランツの最後の独白がともにオッター自身の主張だったと考えてよいだろう。「共産主義思想」だとされた引用文に関して、オッターは特に弁解もしていない。反対にいわゆる自由労働者と北アメリカの黒人奴隷とのあいだに相違がないということ、「邪心・金・資本」を廃止すべきだとか、貧しい労働者が働く力以外に何も持たず、富者のために働かない限り飢えて死ぬしかない、といったことを述べ、主張したかったのだと思われる。

しかし読後に交わされる会話と最後のフランツの独白で重要な問題について述べられ、俗な言い方なら「釘を刺す」ことがなされている。その問題というのは労働者の窮状改善の道筋の問題であり、目指すべき理想社会をどう描くかの問題である。引用文中に展開された厳しい社会批判からは貧者としての労働者と富者としての雇用主との間の激しい闘争も想定されるのだが、結論としては一転して「愛の絆の共同体」の建設や世界救済事業の使者、あるいは殉教者としての死の至福、といった穏やかでユートピア的・空想的な考えが展開される。そしてこれこそが危険な「共産主義思想」だという引用文への非難に対する言い訳とも言えるが、オッター自身の実感であり提案であり希望であったと考えてよいのではないだろうか。現状への激しい憤りと、それに対する浮世離れした解決策との間のギャップは大きい、何れもが彼女の実像であったと私は考える。

ところでオッターは日記の中で「社会主義的小説を書く」と記しているが、その「社会主義」がどのようなものであるのかについては一度も述べていない。ここまでの『城と工場』検閲違反箇所の検討によってオッターの理解する社会主義、あるいは「オッター社会主義」の概要を検討してみよう。「問屋制家内工業と工場制機械工業が併存するドイツには手工業と機械工業に従事する多数の労働者、女性労働者が存在するが、彼らの貧困問題・労働条件の問題は『世紀の怪物』ともいえる社会問題であり、その解決は現在の焦眉の課題であり、これを解決して、

自由・平等・および人道の理念を実現するのが社会主義である。そのために貨幣を廃止し『愛の絆の共同体』という理想社会を築かねばならない」といったところであろうか。

このように彼女は、正義感にもとづいて社会批判を行い、理想社会を提案しているが、その実現の方法や理想社会建設の具体的道筋を示しておらず、空想的・観念的な社会主義であったと言えよう。このような「オットー社会主義」の思想は、『城と工場』に引用されたモーゼス・ヘスらのドイツ初期社会主義の思想や、彼女が共鳴した「ドイツカトリック運動」の自由・平等の思想、さらにはその根底にあった彼女のキリスト教信仰、フランスの空想的社会主義者サン＝シモンの後継者たちの思想などの影響から生まれたのだと思われる。後に著した書物の中で、オットーは手工業労働者に対する仲買商人あるいは雇い主の態度を「完全なエゴイズム、キリスト教とは相容れぬ偽善に満ちた態度、非人道主義」²⁶⁾と表現している。また、「愛の絆の共同体」はサン＝シモンの後継者たちがサン＝シモン教を興し、「愛と共感の感情を絆とする位階制的な宗教的協同体」を提示していた²⁷⁾からである。

2：『女性新聞』

2 - 1：『女性新聞』発行と「オットー法」

1848年2月、ザクセンにパリの二月革命の報が伝わると、政治的な動きが急に活発になった。『ザクセン祖国新聞』(Sächsische Vaterlandsblätter)の発行者で急進的民主主義者 ロベルト・ブルムや穏健自由主義者 ビーダーマンが活動し、民衆が動き出した。革命的な動きが始まると、ブルムは3月1日の射撃場の集会に参加し、「ザクセンの自由主義者たちへの呼びかけ」を行った。内容は、直接選挙権、出版・集会・結社・信仰の自由など典型的な三月要求といわれるものであった²⁸⁾。

しかしこの時点でオットーの出した要求は全く違うものであった。オットーは新しく組閣されたザクセンの自由主義的三月内閣の内務省とそれにより設立された労働者委員会に「ドイツの若き女性からの上申書」をライプツィヒ労働者新聞(Leipziger Arbeiterzeitung)に寄稿したのである。その上申書は「男性の労働者だけを組織し、女性の労働者を組織しないならば、すなわち女性のことを考えるのを忘れるならば、労働者を十分に組織できていると思わないでください。私はそれを忘れません。」²⁹⁾という言葉で終わっており、男性労働者だけでなく女性労働者のことを心にかけてほしいという訴えであった。このような要求を出す背景には、ザクセンには当時多くの女性労働者が働いているという事実があった。例えば、「ザクセンのマンチェスター」と呼ばれた代表的工業都市ケムニッツを取り上げてみると、1840年に織布の家内労働者は、成年男子が2,298人、女子1,000人、紡績・捺染・機械製造の工場労働者は男子1,582人、女子が817人でこれら業種を合計すれば成年男性労働者の半数に相当する女性労働者

が働いていたのである³⁰。

しかし当時のドイツの労働者組織で女性労働者のことに言及するものはなく、女性労働者自身も声を上げておらず、ザクセン王国の行政も彼女たちのことは考慮してはいなかった。このような状況下の19世紀半ばのドイツでオッターが女性労働者の問題を提起したということは、他の誰にもできない、非常に先進的な行為であり、ドイツ中から大きな反響を呼んだのであった。

さて、上述の1848年の活動を踏み台にして、オッターはさらに『女性新聞』（Frauen Zeitung）発刊という大きな取り組みへと進んでいった。49年3月にフランクフルト国民議会は帝国憲法を採択し、それ以降憲法承認を支持する帝国憲法闘争が各地に広がっていた。ちょうどこの時期の4月21日にオッターは『女性新聞』を発刊したのである。『女性新聞』第一号には「私は自由の国に女性市民を募る」というモットーが掲げられた。以下は『女性新聞』の綱領の内容である³¹。社会の大変動の真っ只中で、女性たちが忘れ去られることがないように新聞を発行する。自分たちは女性が人間性を形成する権利、国家において成人としてみとめられる権利、および自立の権利を要求する。それに基づいて、世界の救済事業促進のために力を提供したい。世界の救済事業とは、自由と人道を新聞雑誌や家庭教育などあらゆる領域で広めることである。そしてその方法は文筆活動である。そのために、私の姉妹たちよ、私のこの事業を手伝ってください。さらに男性の文筆家、また文筆家でない姉妹たちからも、まず虐げられ人たち、女性労働者からも報告をお願いします。このような内容となっている。発刊以来この新聞の編集・発行には30名に及ぶ多くの協力者が現れた。彼らの協力で『女性新聞』は週一回発行され、女性の権利、女性の教育、女性労働者問題、女性協会、ドイツカトリック運動の実際、書物の推奨やその他の記事、さらに「周辺眺望」という見出しで革命とそれに関連する社会の動きをそのつど報じ、1849年には合計37号、50年には52号が発行された。しかし『女性新聞』は50年の49号が押収され、52号を最後に廃刊に追い込まれたのである。49号が押収されたのは「政治犯へのまなざし」の記事が原因であった。押収、廃刊に至る経緯をたどってみよう。

ザクセンでは1848年3月に成立した三月内閣の「報道の事柄に関する命令」で検閲は廃止になり、報道の自由が認められたはずであったが、ふたたびオッターの主張を封じる体制が復活したのである。フランクフルト国民議会で採択された帝国憲法を国王に承認させる「帝国憲法闘争」がザクセンでは49年5月に武装闘争になり、革命側が国王軍と支援のプロイセン軍に打破されて以来反動的政策がとられるようになり、まず『女性新聞』50年49号の発売禁止が命じられ、12月末に新しいザクセン出版法が制定され「定期刊行物の責任ある編集はザクセン王国に住む男性のみが引き受けあるいは継続することを許される」という12条³²が作られてしまったのである。このような法律はドイツ連邦の他の邦国には例がなく、まさしくオッターを

編集者から排除するための法律であった。これがこの法律の「オットー法」³³⁾とよばれる所以である。以前は女性が全く気にもとめられなかったのに、我々の最近の努力で気にとめられるところまでこぎつけたのだと、オットーは皮肉を込めて述懐しているが、この法律制定は反動化したザクセン王国がまさに彼女の影響力を認め恐れている証拠であった。その後オットーはザクセン出版法の効力の及ばないチューリンゲンのゲラに発行所を移し、1851,52年の二年間発行を続けるということになる。次の節では、1849,50年版の『女性新聞』の記事を読んでみたい。

2 - 2 : 女性家内労働者と仲買商人

1849年、50年の『女性新聞』には「ボビンレースの編み子」「女性労働者のために」「女性労働者のために 第二部」「家事使用人」その他の女性労働者に関するかなり長文の記事が掲載されている。そこで貧しい女性労働者の状況を具体的に描いている「ボビンレースの編み子」を取り上げてみよう³⁴⁾。

「ボビンレースの編み子」の舞台はエルツゲビルゲで時は冬である。編み子は白絹より労賃のよい黒絹のレースをやっと編み終え、身を切るような寒さの中を届けにいった。寒さに震えながら仲買商人である問屋に着いたが、いくら待っても商人には会ってもらえず、レースを入れた箱を預けておいて再び行くと、商人は不在で、召使の女が言うには、この黒絹のレースは使い物にならない、染みが付いている、おまえさんは8日以内に絹糸代1ターラーを弁償しなければならぬということであった。編み子にとってはそんなはずはないのだが、見ると本当に赤い染みが2,3箇所付いている。どうしたらよいのかと彼女は混乱する。当時労働者の1週間の収入がせいぜい2~3ターラーであったので1ターラーは大金である。そして物語後半は次のように続く。彼女は帰る途中雪の中で倒れ、猟師の若者に助けられる。家に帰らない彼女を心配していた病気の母は亡くなってしまったのだが、その後娘は若者と結婚し、残された家族も幸せになるというハッピーエンドの話である。

筋書きは単純であり、オットーがこの物語によりどのようなメッセージを送ろうとしているのか考えさせられるところだが、第一に編み子という女性家内労働者と問屋である仲買商人との関係、すなわち労働者と商業資本家の関係は一方的に恣意的で、労働者にとってきわめて厳しく屈辱的な関係であることを描きたかったのだと思われる。さらに遭難後健康をとりもどして家に戻った編み子が妹や仲間の編み子と歌いながら一緒にレース編みの仕事をするという牧歌的な場面があるが、これは次に述べるアソツィアツィオンを想定して描いたものだと考えられる。

2 - 3 : 「全ドイツ労働者友愛会」とアソツィアツィオン

『女性新聞』1849年、50年版には、さらに別の側面から女性労働者問題を論じた記事が出てくる。最初に取り上げる記事はすでに「全ドイツ労働者友愛会」(Allgemeine deutsche Arbeiterverbrüderung) 機関紙『友愛』に掲載されたものである。友愛会というのは、1848年9月にドイツ各地の労働者団体によって結成された革命期最大の労働者組織で、50年2月には18,000人から20,000人の会員を擁し、その組織力は当時としては破格のものだったといわれる³⁵⁾。

そのような「友愛会」へのメッセージとして送られた記事を『女性新聞』49年第3号で見たい。オッターはその中で「友愛会」が労働者を保護する樹木であってほしいと期待を述べ、次に「規約29条の決定により、同一労働という観点で、男女の同権を表現した。この言葉で、人類の半分への全く無意味な冒涇を廃棄した」と賞賛している。この29条は「労働者の自助」の最後の条文で「女性労働者はこれらすべての決定から排除されず、同等の義務のもとで、同等の権利を享受する」となっており³⁶⁾労働者組織における女性労働者と男性労働者との同等の義務と権利を謳っている。これは非常に画期的な内容の条文であるといえる。しかし「友愛会」がこの条文を設けたのは、他ならぬオッターの影響によるものであると思われる。というのは、前述したように、彼女が5月にザクセン内務省と労働者委員会宛ての上申書を発表し、それが多くの新聞で大きく取り上げられ、ドイツ中に波紋が広がっていたからである。その後9月に結成された「友愛会」が彼女の要求を規約の中に取り入れたのではないだろうか。

1849年になりオッターの女性労働者問題に対する意識は、アソツィアツィオン構想へと発展する。それは、49年第4号の「アソツィアツィオンをみんなのものに」という記事により提案される。これもすでに『友愛』に掲載されたもので、「アソツィアツィオンの中には貧しい労働者や女性労働者の唯一の救いがある」と述べ、提案理由として「国家は、仕立ての縫い子、刺繍のお針子、レース編みの編み子などの女性労働者の悲惨な状態を問題にするだろうか、してくれはしない。国家の特別の援助がないならば、アソツィアツィオンである。これならば自分たちの力で何とかできるから」と、アソツィアツィオンなら女性労働者が自助によりなんとかできると言っている。さらに、前述の規約29条をあげて、男性労働者の女性労働者への援助を期待している。1846年の『城と工場』では、「愛の絆の共同体」を理想像としてあげていたオッターが、今やアソツィアツィオンという組織を具体的に提案しているのである。49年の第10号でも再び触れ、エルツゲビルゲのレースの編み子の場合、「アソツィアツィオンにより、商人の恣意や圧力から逃れられる、今よりもはるかに安い価格で必要な撚糸や絹糸を手に入れられる」と結成した場合の利点を説明している。

ところでこのアソツィアツィオン構想と実践は1848年以降に「友愛会」において見る事ができる。『友愛』と『女性新聞』、「友愛会」とオッターは理念のレベルで非常に似かよっているのである。「友愛会」とアソツィアツィオンについては、山井敏章の『ドイツ初期労働者運動史

研究』³⁷⁾に詳しく取り上げられており、アソツィアツィオンは、1830年代以降、当時の困窮に対する偉大な救済手段として、協同組合、特に生産協同組合を指すものとなっていったという。そして、アソツィアツィオン構想は「友愛会」において提起され多くの協同組合が設立された³⁸⁾。

オッターが『女性新聞』で提案した女性労働者独自のアソツィアツィオンは残念ながら実現しなかった。しかし『女性新聞』発行により、労働者特に女性労働者問題を明るみに出し、社会に状況改善を訴えた意義は大きかったと思う。

3：オッターの言説と思想的潮流

3 - 1：「シスターフッド」論への疑問

以上のようなオッターの階級を超えた女性同士の連帯の理念を、須藤温子は、「ルイーゼ・オッター＝ペータースの『シスターフッド』 - 1849年ドレスデン5月蜂起をめぐる女性の連帯の過剰 -」において、「シスターフッド」を軸に据えて考察している。須藤は、ナンシー・コットの議論から、超階級的な女性の連帯をめざすシスターフッドの特徴を3点挙げ³⁹⁾オッターがこのシスターフッドを志向したが、ある「過剰さ」をも孕んでいると指摘している⁴⁰⁾。例えば『城と工場』の場合、小説の結末では異性との - この場合は彼岸での - 幸福な合一というモチーフが登場しており、従来の男性を排除するというシスターフッド概念とオッターが想定したシスターフッドとのずれがあるという。

しかし、オッターは「シスターフッド」を志向したのであろうか。三月前期・革命期のオッターの活動を振り返ってみると、オッターは、男性排除とは逆に、男性の協力を得ることをいろいろな場面で訴え、男性の協力を賞賛し、実際に自分自身の活動において男性と協力しているのである。このように「シスターフッド」論はオッターの活動とは相違しており、「ずれ」あるいは「過剰さ」と指摘される点は相違そのものであると言えるのではないだろうか。

3 - 2：オッターの言説と思想的潮流

ではオッターはどのような思想的立場あるいは理念に立脚して執筆活動や新聞編集活動に取り組んだのであろうか。今までに記述したものを整理し、さらに新しいものにも言及しながら、改めて考察してみよう。

オッターは『城と工場』の執筆にあたり、社会主義的小説を書くことと決心し、労働者の無権利状態を描き、また「共産主義的」とであるという理由で発売禁止になった書物に掲載された論文を引用していた。そこには、「ドイツ初期社会主義」⁴¹⁾の理論家の一人であると言われるモーゼス・ヘスの論文も含まれていた。しかし彼女の描く理想社会にはフランスの空想的社会主義者サン＝シモンの後継者たちの影響も見られ、オッターの捉えている社会主義は空想的社会主

義であったと言える。その後1848年2月に「共産主義の妖怪がヨーロッパに出没する」という言葉で始まる『共産党宣言』が現れた。1840年代のドイツで、共産主義は「誰もその実現を信じるつもりは無いが、誰もがその存在を認め恐れている不気味で脅迫的な妖怪」⁴²⁾と受け取られていた時に、「共産主義」と自称する社会主義の諸原理をマルクスとエンゲルスが提示したのである。そこに描かれる「プロレタリアートとブルジョアジーの闘争」あるいは「プロレタリアートによる政治的権力の獲得」を、オットーは自分の信念とは相違すると感じたのだろう。実際彼女は1849年4月の『女性新聞』第1号の「自由は不可分である」の記事に、「社会主義者は彼らのユートピアを専制政治の助けにより建設することができると考えている。彼らは政治的進歩を冷笑し、宗教の自由の代わりに、無神論を強制しようとする。彼らはもちろん私の信念とする命題からかけ離れている」と、社会主義思想と自分の信念との乖離を強調している。さらに、チューリングンのゲラに発行所を移した後の『女性新聞』には、52年19号、20号、21号に「社会主義批判試論」を連載している。オットーは社会主義に批判的な立場に変わっていったと言えよう。

しかしその間の1849年当時彼女の心を捉えていたのはアソツィアツィオン構想であった。これは初期社会主義運動に共通する思想であり⁴³⁾、また『共産党宣言』の最後にも出てくる言葉であるが、直接的に彼女に影響を与えたのは「労働者友愛会」の中央委員の一人であったシュテファン・ポルンのアソツィアツィオン論⁴⁴⁾あるいは「労働者友愛会」の実践であったと思われる。

以上述べたような社会思想以外に、自由主義的な宗教運動であったドイツカトリック運動とその思想にオットーが大いに共鳴していたことを挙げておきたい。1842年に運動をはじめたヨハネス・ロンゲの「理性と意思の自由な行使」「ドイツ人の統一と外国勢力からの独立」を目指す新しい社会建設のために「女性の参加を必要とする」という主張は彼女の心を捉えた。そしてそれは、1849年の『女性新聞』発行の際の彼女自身と発行協力者についての立場の説明に記されている。オットーは、自分はいわゆる「解放された女性」⁴⁵⁾ではないという。「解放された女性」というのは、多くが「男装」し、男性の酒宴に加わり、また自由恋愛の闘士として「市民道徳」に挑発を繰り返す女性たちのことである。そうではなく、オットーは、「もし私たちがあの高貴なベタニアの娘の後継者だと呼ばれるならば光栄である。『マリアは良い方を選んだのだ』⁴⁶⁾と言われたのだから」というように「ベタニアの娘の後継者」と呼ばれたいのである。この「高貴なベタニアの娘マリア」というのは肉体的幸福ではなく、精神的幸福のために努力することを選んだ娘のことで、ドイツカトリック運動支援の女性協会の指導者が自分たちはベタニアのマリアの後継者でありたいと望んでおり、オットーもそのように呼ばれるなら光栄であると言っているのである。つまりオットーは自由、平等を唱えるドイツカトリック運動に共感し、立場を同じくしていたのである。

そのドイツトリック運動の指導者でもあった急進的民主主義者のロベルト・ブルムからの影響も重要である。1843年にオッターがブルム発行の『ザクセン祖国新聞』に、「女性の国家利益への参加は権利ではなく義務である」という意見を発表して以来、ブルムは女性の権利と義務に関して共に考え助言してくれる活動の協力者であった。

以上のように見えてくると、オッターの活動理念を単純に限定して表現することは困難である。そもそも、三月前期・革命期には思想や運動に多様な要素が入り混じり、多様な思想家が一つの運動組織に参加し、思想的にも運動上にも複雑な未分化状態がみられたと考えられる。そのような環境、まさに思想的潮流の渦巻く中で、オッターは多様な思想を受け入れ、その時々運動の理念を形成していったのではないだろうか。その際に、彼女が労働者、特に女性労働者の立場に立つ姿勢を持ち続けたということは確かなことであった。

終わりに

本稿の考察により、三月前期・革命期に既存の労働者組織が言及せず、女性労働者自身がまだ声をあげることができておらず、ザクセン王国の行政当局も考慮していなかった⁴⁷⁾女性労働者問題にオッターが取組み、1846年出版の小説『城と工場』および1849年発刊の『女性新聞』でそれを明るみに出し状況改善を訴えたということ、そしてそれがこの時期の多様な運動や思想を取り入れることにより形成された行動理念に基づくものであることが明らかになった。特に1846年出版の『城と工場』は部分的に穏健な表現に書き換えられていたとはいえ、これを復元・出版したヨハンナ・ルードヴィヒが、第4階級すなわち労働者についてドイツ語で書かれた最初の小説の一つであり三月前期の初期社会主義的ユートピアの思想が反映されている⁴⁸⁾と言うように当時の社会主義思想に強く影響を受けた小説であった。

市民層出身の女性であるオッターの女性労働者問題への取り組みは、自分自身の解放と繋がってはいるが、それ以上に彼女たちを救済しなければならないという使命感からでたものであり、まさに彼女のいう「世界救済事業」であった。そのため、小説の印刷不許可、新聞の押収、新聞への継続的な編集・発行禁止といった圧力に抗しながら、彼女は女性労働者問題を主張し続けたのである。50余年に及ぶオッターの執筆活動・女性運動の中に、このような時期があったことを考察することは、彼女の運動の軌跡を知る上で重要である。

もっともこの時期のオッターの活動は執筆中心のいわば理論的活動であった。それが1865年以降には「全ドイツ女性協会」結成という実践的な組織活動へと発展していく。本稿で三月前期・革命期の労働者問題に取組むオッターの姿を描くことができたのを踏まえ、今後は、オッターが自分の主張をどのように実践していくことができるかを見るために、オッターの65年以降の活動を研究課題にしたいと思う。

注

- 1) Twellmann, M. *Die Deutsche Frauenbewegung. Ihre Anfänge und erste Entwicklung. Quellen 1843 - 1889*, Meisenheim am Glan, 1972, S.1.
- 2) Otto, L. *Frauen Zeitung* No.1, 1849.
- 3) 拙稿「ルイーゼ・オットー＝ペータースとドイツカトリック運動 ドイツ三月前期・革命期の市民女性運動」『立命館国際関係論集』第3号, 2003年。
- 4) 伊藤セツ『クララ・ツェトキンの婦人解放論』有斐閣, 1984年。60頁。
- 5) ルイーゼ・ドルネマン(武井武夫訳)『解放運動の母 クララ・ツェトキンの生涯』新日本出版社, 1972年, 24～25頁。
- 6) Joeres, B. *Die Anfänge der deutschen Frauenbewegung. Louise Otto = Peters*, Frankfurt am Main, 1983, S.14.
- 7) Frevert, U. *Frauen-Geschichte Zwischen Bürgerlicher Verbesserung und Neuer Weiblichkeit*, Frankfurt am Mein, 1986. 『ドイツ女性の社会史 200年の歩み』若尾祐司・原田一美・姫岡とし子・山本秀行・坪郷實訳, 晃洋書房, 1990年, 90頁。
- 8) 田村雲供『近代ドイツ女性史 市民社会・女性・ナショナリズム』阿吽社, 1998年, 91頁。
- 9) Ludwig, J. ' Nach 150 Jahren ans Licht gebracht ' *Mit den Muth' gen will ich's halten*, Leipzig, 1996, S.5.
- 10) ドイツの検閲制度は当時のヨーロッパではロシアに次いで厳しかったと言われる。フランクフルトの連邦議会で定められた内容は, 新聞・雑誌・その他の印刷物で20ボーゲンを超えない薄い本は国家の事前検閲を受ける必要があるということであった。20ボーゲンは本にして320頁に相当する。
- 11) Otto, L. *Schloss und Fabrik*, Leipzig, 1996, S.291.
- 12) Ibid. S.335.
- 13) Ludwig, J. ' Die Zensurgeschichte und zeitgenössische Bewertung des Romans " Schloss und Fabrik " ' Eva Schöck-Quinteros, Hans Kloft, Franklin Kopitzsch und Hans-Josef Steinberg, *Bürgerliche Gesellschaftsidee und Wirklichkeit*, Berlin, 2004, S.183.
- 14) Ibid. S.179.
- 15) 異議申し立て書は, Otto, L. *Schloss und Fabrik*の336～339頁参照。
- 16) Ludwig, J. ' Nach 150 Jahren..... ' S.5.
- 17) ツヴィッカウ県からシュニーベルク市参事会宛ての文書は, *Schloss und Fabrik* の339～341頁参照。
- 18) Ludwig, J. ' Die Zensurgeschichte..... ' S.186.
- 19) Otto, L. op.cit., S.164.
- 20) Ibid. S.166.
- 21) Ibid. S.334.
- 22) Ludwig, J. ' Nach 150 Jahren.... ' S.8.
- 23) Otto, L. op.cit., S.337.
- 24) Ibid. S.162.
- 25) フランツとウィルヘルムの二人の会話と最後のフランツの独白については Otto, L. *Schloss und Fabrik*の160～168頁参照。

- 26) Otto, L. *Das Recht der Frauen auf Erwerb*, Hrsg. im Auftr. der Louise- Otto- Peters- Gesellschaft e. V. Leipzig, 1997, S.38.
- 27) 『社会思想史の窓』刊行会 『アソシアシオンの想像力 初期社会主義思想への新視角』平凡社, 1989年, 67頁。
- 28) 村上俊介 「ザクセンにおける一八四八 / 四九年革命と協会運動」的場昭弘・高草木光一編 『一八四八年革命の射程』御茶の水書房, 1998年, 120頁。
- 29) Schmidt, A. ' Louise Otto-Peters : die Dichterin und Vorkämpferin für Frauenrecht ' *Historische Quellen zur Frauenbewegung und Geschlechterproblematik*, Leipzig, 1898, S.30f.
- 30) 島崎春哉 『ドイツ労働運動史』青木書店, 1963年, 71頁。
- 31) Otto, L. *Frauen Zeitung*, No. 1, 1849.
- 32) Ibid. No. 51, 1850.
- 33) Joeres, B. op. cit., S.60.
- 34) *Frauen Zeitung*, No. 5, No. 6, 1849 .
- 35) 山井敏章 『ドイツ初期労働者運動史研究』未来社, 1993年, 53頁。
- 36) Dowe, D. und Offermann, T. ' Beschlüsse des Arbeiter Kongresses zu Berlin. Vom 23. August bis 3. September 1848, Berlin 1848 ' *Deutsche Handwerker- und Arbeiterkongresse 1848 52 Protokolle und Materialien*, Berlin · Bon, 1983, S.242.
- 37) 山井敏章 前掲書 18 ~ 19頁。
- 38) 同 74 ~ 77頁。
- 39) 須藤温子 「ルイーゼ・オットー = ペーターズの『シスターフッド』」ソシオロゴス編集委員会 『ソシオロゴス』2002年, 143頁。
- 40) 同 142頁。
- 41) 良知力 『ドイツ社会思想史研究』未来社, 1970年刊で, 良知はドイツ初期社会主義者としてヴィルヘルム・ワイトリングとモーゼス・ヘスを挙げ, ワイトリングの場合もヘスの場合も, 貨幣は私的所有と共に世界を「転倒させ」その量的抽象の中に人間の全存在を還元せしめる「悪の化身」としてあらわれると説明している。
- 42) Wolfgang Schieder ' Das Gespenst des Kommunismus ' hrsg. von Otto Brunner, *Geschichtliche Grundbegriffe : Histor. Lexikon zur polit.-sozialen Sprache in Deutschland*, Stuttgart, 1982, S.484ff.
- 43) 『社会思想史の窓』刊行会 前掲書 21頁。
- 44) 山井敏章 前掲書 57頁。
- 45) 田村雲供 前掲書 88頁。
- 46) 「高貴なベタニアの娘マリア」の話は, 新約聖書ルカ伝第10章の「マルタとマリア」の話に基づいて, ドイツカトリック運動支援のベルリン女性協会の指導者が作ったものである。その話によりその女性指導者は, イエスがマリアと同時に全女性に向かって, 肉体的幸福でなくマリアのように精神的幸福を求めて努力しよう要請していると説いている。
- 47) 姫岡とし子 『ジェンダー化する社会 労働とアイデンティティの日独比較史』岩波書店, 2004年刊において, ドイツでは1845年に工場法が制定されたが, 女性保護の必要性が主張されるようになるのは1860年代末のことで, 産後3週間の就業禁止という妊婦保護を含む女性保護規定が工場法に盛り込まれたのは1878年だったと述べられている。

ドイツ三月前期・革命期のルイーゼ・オットー＝ペータース（山田）

48) これは小説『城と工場』1996年版ブックカバーの内側に折られたところに書かれている。この本の編集者であるヨハンナ・ルードヴィヒが書いたものと思われる。

追記 若尾祐司他著『革命と性文化』が山川出版社から本年5月に出版された。

そこで若尾祐司は「三月革命期ドイツの女性運動」のタイトルでドイツ三月革命期のオットーがジェンダーの境界を越えてどのように公共圏へ出ていったのかを論じている。小説『宮殿と工場』の出版、『女性新聞』の発刊についても述べている。

しかし脱稿後であったので、本稿の記述に反映させることができなかった。

Louise Otto-Peters during the Vormärz Era and the Revolution of 1848: Focusing on *Schloss und Fabrik* and *Frauen-Zeitung*

Louise Otto-Peters (1819–1895), a pioneer of the German women's movement, was involved with a wide range of literary activities and women's issues over a period of fifty years. This article elucidates Otto's strong interest in workers' problems as expressed in her novel *Schloss und Fabrik* (*Castle and Factory*), written in 1846, and *Frauen Zeitung* (*Women's Newspaper*), published in 1849, and discusses her accompanying activist philosophy.

In *Schloss und Fabrik*, she expresses her sympathy for the workers in distress, offers severe social criticism, and proposes the establishment of a “*Closely-knit Community with Love*.” The influence of early German socialist theories and the ideology of Saint-Simon's successors in France can be clearly seen in her work. Obviously, this is a novel inspired by Utopian socialism. In *Frauen Zeitung* as well, she brings the circumstances of woman workers to light and consider *die Assoziation* (the association) of woman workers as the only possible means of salvation.

Thus, although Otto belonged to the bourgeoisie, she fought to improve the plight of workers through the early women's movement in Germany. Her activist philosophy was formed under the influence of Utopian socialist ideology, ideas of association commonly observed in the socialist movement, the liberal Catholic movement in Germany, and radical democracy.

(YAMADA, Teruko 本学大学院国際関係研究科後期課程)

